

# 令和8年度青森県台湾半導体関連企業等へのプロモーション・誘致活動業務仕様書

## 1 業務の目的

台湾半導体関連産業の企業誘致を推進するため、台湾の企業関係者を対象に、本県の立地環境をPR・情報発信するとともに、台湾現地に「台湾企業誘致コーディネーター」を配置し、本県への立地に向けた企業誘致活動を実施する。

## 2 委託業務名

令和8年度青森県台湾半導体関連企業等へのプロモーション・誘致活動業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 台湾半導体関連企業等へのプロモーション

#### ア 開催概要

- ① 開催イベント名  
あおり産業立地フェア in (開催都市名)
- ② 日時  
県と協議の上決定する (令和8年12月を想定)
- ③ 会場  
新竹市 又は 台中市内のホテル
- ④ 参集者  
台湾内の企業関係者
- ⑤ 内容  
台湾現地において、本県の立地環境をPR・情報発信する。知事による立地環境プレゼンを必須とし、詳細については、県と協議の上決定する。
- ⑥ 主催  
青森県

#### イ 委託業務の内容

- ① 企画・運営準備等
  - ・案内文の作成、参加企業のリストアップ、発送、とりまとめ、名簿作成
  - ・資料作成 (県が準備した資料の翻訳を含む。)
  - ・当日の運営に関する資料 (席図、配置図等) の作成
  - ・ネームプレート等の作成
  - ・会場、出席者との連絡調整 (会場の手配も含む)
- ② 当日の運営等
  - ・当日の運営 (受付、司会、通訳 (5人程度) の手配を含む。)
- ③ アンケートの作成、実施、とりまとめ
- ④ その他留意事項
  - ・参加者の参加料は無料とすること。

## (2) 台湾半導体関連企業等誘致活動

### ア 台湾半導体関連企業等を対象とした企業訪問の実施

- ・台湾半導体関連企業等を訪問し、本県の立地環境の特徴や優位性、優遇支援制度等を紹介する企業誘致活動を実施する。
- ・訪問する企業については、企業概要（規模、業種等）の資料を日本語で作成し、県と協議し、訪問先を選定する。
- ・企業訪問で必要となる資料について、台湾語に翻訳し、作成する。
- ・企業訪問では、企業側のニーズ、疑問点、課題等をヒアリングする。
- ・訪問した企業ごとに、日時、対応者、企業側のニーズ、疑問点、課題等を記録した報告書を日本語で作成し、県に提出する。
- ・企業側対応者の名刺データを県に提出する。
- ・企業側の疑問点や質問等について、県が作成した回答を台湾語に翻訳し、企業側へ回答するフォローアップを実施する。
- ・企業訪問活動は、委託契約期間内に延べ30社程度を訪問する。
- ・その他付随する業務も実施する。

### イ 県職員の企業訪問活動のアレンジ

- ・県職員が台湾半導体関連企業等に訪問するに当たり、日程調整を行うほか、同行するなどアテンドする。
- ・訪問先企業は、(2)アの企業訪問で立地意向をつかんだ企業を優先対象とするなど、県と協議し、選定する。
- ・初めて訪問する企業については、企業概要（規模、業種等）の資料を日本語で作成し、県と協議し、訪問先を選定する。
- ・企業訪問で必要となる資料について、台湾語に翻訳し、作成する。
- ・企業訪問時に通訳を行う。
- ・企業訪問で必要となる専用車を手配する。
- ・訪問した企業ごとに、日時、対応者、企業側のニーズ、疑問点、課題等を記録した報告書を日本語で作成し、県に提出する。
- ・企業側の疑問点や質問等について、県が作成した回答を台湾語に翻訳し、企業側への回答に際してフォローアップを実施する。
- ・県職員の企業訪問活動は、委託契約期間内に3回程度とし、延べ15社程度とする。
- ・その他付随する業務も実施する。

## (3) 本県視察に関する台湾企業との調整

委託契約期間内に台湾企業の関係者等から本県への視察の要望があった場合、県と協議の上、視察参加者との日程調整や視察ニーズのヒアリング、訪問候補先の選定及び調整を実施するとともに、視察先を中心とした視察スケジュール案の作成等を行うこと。

なお、台湾企業による本県視察に当たり同行が必要となる場合は、台湾企業の要望を踏まえ、別業務として、移動手段の確保や視察行程表の作成、アテンド等について別途委託契約を締結する。

## 5 実績報告書の作成

本業務の実施内容を記録した業務実績報告書の作成（書面及び電子データを提出）

## 6 対象経費

- (1) 実施に係る経費（印刷費、通信運搬費、旅費等）
- (2) 委託業務に従事する者の人件費
- (3) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- (4) その他、当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品）の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・飲食代、その他事業と関連性が認められない経費

## 7 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分に協議をしながら行うものとする。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。